

告示

埼玉県告示第六百九十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十五条第一項の規定により、次の特定非営利活動法人を認定したので、同法第四十九条第二項の規定により公示する。

令和五年六月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

特定非営利活動法人エクアドルの子どものための友人の会

二 代表者の氏名

杉田 優子

三 主たる事務所の所在地

埼玉県飯能市大字中山四百九十三番地十

四 当該認定の有効期間

令和五年六月十六日から令和十年六月十五日まで